今後の地球温暖化対策について
～2013年以降の森林吸収源対策～

これまでの地球温暖化対策への取組

地球温暖化に対応するため、京都議定書に基づく国際的な地球温暖化対策が進められています。

我が国は、京都議定書で二酸化炭素などの温室効果ガスを2012年までに1990年比で6%削減することを目標として定めており、そのうち3・8%は森林の吸収量で賄うこととしています。

森林による吸収量を確保するため、2007年から2012年までの6年間で330万haの間伐の実施に取り組むなど必要な対策を措置してきた結果、確実に吸収量は増加しているところです。

新たな国際的な地球温暖化対策の枠組み ～COP17等の結果～

このような中、昨年、南アフリカ・ダーバンで行われた第17回気候変動枠組条約締約国会議（COP17）等が開催され、2020年から主要排出国がすべて参加する「将来の枠組み」を発効させることについて合意されました。

なお、2013年以降の京都議定書第2約束期間については、主要排出国が参加しない第2約束期間の設定は、「将来の枠組み」の構築に資さないとの考えから我が国は参加しないこととしましたが、「将来の枠組み」が構築されるまでの間も地球温暖化の防止・軽減に向けた努力を引き続き行うこととしています。

また、森林吸収量の算定方式については、国ごとに参照レベルの値を定め、実際の吸収量との差を計上する参照レベル方式を採用することが合意され、我が国については、実質、現行の方式と同じく、対象とする森林が吸収した炭素量をすべてカウントできるルール（参照レベル0）が特例的に認められました。

さらに、新たにHWP（Harvested Wood Products＝伐採木材製品）ルールが設けられ、国産材をより多く、より長く利用していくことが国際的にきっちり評価されることとなりました。

2013年以降の我が国の地球温暖化対策

現在、2013年以降の我が国の地球温暖化対策については、東日本大震災を受けた原子力政策、エネルギー政策の見直しと併せて、内閣府の「エネルギー・環境会議」等において議論しており、今夏に取りまとめられる予定となっています。

農林水産省では、本年3月に、農・林・水合同の地球環境小委員会を開催し、農林水産分野の地球温暖化対策についてご議論いただき、森林吸収源対策については、

① 2013～2020年については、国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限である3・5%を最大限確保することを目指す

② また、高齢級化により、森林吸収量が減少傾向となっている中、2020年から発効させることされている「将来の枠組み」の下でも、森林吸収源が十分に貢献できるよう、2013年以降速やかに森林の若返り等の対策に取り組むことが必要

であり、具体的には次の事項について取り組むこと

が重要である旨、報告されました。

①間伐等の森林整備の推進（第1約束期間における対策の継続）

②高齢級化が進む人工林資源の吸収能力の維持向上に向けた再造林の適切な実施や成長の優れた種苗の開発・導入など育林システムのイノベーション

③木材利用による炭素貯蔵機能の一層の発揮

④①～③の対策の効率的な実施を支えるための施業集約化や路網整備、木材の加工・流通体制の整備といった「森林・林業の再生」に向けた取組の加速

⑤①～④の対策を着実に推進するために必要な財源の安定的な確保

京都議定書第1約束期間（2008～2012年）における森林吸収源

我が国は、第1約束期間において、1990年排出量比6%の削減義務。そのうち、森林吸収は一般ルールを超える特例的措置として、上限値1,300万t-C/年（=3.8%）を担い、その確保に向けて対策を実施。

我が国の排出削減目標

我が国の「森林経営」が行われた森林における吸収量の推移

3.8%を確保するためには、H19～H24年度の6年間に330万haの間伐が必要。

必要な間伐予算を措置してきた結果、確実に吸収量を計上中。

COP17等の結果と成果（森林吸収源関係）

一連の合意の中で、概ね我が国の主張が受け入れられる結果
（我が国の持続可能な森林経営に向けた取組が評価）

- 森林吸収量の算定は、我が国の持続的な森林経営の努力を踏まえ、実質、**現行の方式と同じく、対象とする森林が吸収した炭素量をすべてカウントできるルールが特例的に認められた**
- 森林吸収量の算入上限値は、**各国一律3.5%**（1990年比）とされた
- 伐採された国産の木材中の炭素については、**木材製品が廃棄された時点で排出量を計上**（HWP）（＝木材利用のインセンティブ）
- 2013年以降の**隔年報告書の項目として吸収源が位置づけられた（日本も報告義務）**

● 森林吸収量の算定ルール

参照レベル方式を採用。我が国については、参照レベルを0とすることが盛り込まれた（＝現行のルールと同じ）。

● 伐採木材製品（HWP）

終わりに

森林吸収源対策は、適切な森林整備等が進むことにより、森林の多面的機能が発揮され、自然災害の発生を抑制するのみならず、林業・木材産業といった地域経済の活性化、さらには将来の世代のための良質な森林資源の構築にも貢献します。

また、森林整備により生産された木材を製品として用いれば炭素をストックし続け、街の中に第2の森林を形成することとなります。さらに、これまで林地に放置されていた残材などを木質バイオマスとして発電や熱供給に有効活用すれば、化石燃料の消費を軽減させることができます。

このように、森林吸収源対策は、地球温暖化の防止・軽減のみならず、持続可能な環境負荷の少ない低炭素社会の構築に向けて、大きく貢献できる対策です。

林野庁としても、人類共通の課題である地球温暖化の防止・軽減に向け、多様な効果を有する森林吸収源対策が我が国の対策の柱の一つとして、将来に渡ってしっかりと貢献していけるよう、国民の皆様の理解を得ながら、適切に検討を深めていきたいと考えています。